

第3章

農業の基本構造と改革

はじめに

「家畜を牧民に、土地を農民に！」というスローガンが叫ばれ始め、牧民の家畜私有制限の撤廃と、農民の土地私有の承認が主張されたのは、1989年頃からである。協同組合所有、国有の形態が最も優れた所有形態、経営形態であるという、社会主義政権下の神話が急速に崩れ、1991年中に大部分のネグデル（農牧業協同組合）、国営農場が民営化され、多数の自営農民（牧民）が生まれた（民営化以前の農業生産組織の数は第1表参照）。

第1表 農業生産組織の数

年	1940	1960	1970	1980	1985	1988	1989	1990
ネグデル	91	354	272	255	255	255	255	255
国営農場	10	25	32	49	52	52	52	53
飼料農場	—	—	10	13	13	17	19	20
ネグデル連合工場	—	—	17	17	17	17	17	17
ネグデル連合協同組合	—	—	11	11	16	15	11	9

（出所）『1921－1991年統計集』40～41ページ、『1989年統計集』29ページより作成。

私有家畜頭数が総家畜頭数の54.6%を占めるに至り(1991年末), 私有家畜飼養はネグデル時代の副業経営から主要な経営に変わった^(補註1)。30年近く続いたネグデル中心の牧畜生産は結局, 破綻し, 株式会社, 有限会社等の企業や自営牧民の競合する新しい状況が生じた。

1991年の農業生産は, 国民経済の他の部門が軒並みに不振の中で, 生産高約25億トウグリック(前年比97.6%)で, ほぼ現状維持に成功した⁽¹⁾。もっとも耕種部門はかなり生産が低下しており, その分を畜産部門が補った形になっている。

最近10年間の国内総生産では農業生産は, 全体の15%前後を占めている。就業者数では, 1970年の47.0%, 80年の39.7%, 85年の33.3%, 90年の29.2%と漸減の傾向がみられるにせよ⁽²⁾, 依然として最も多くの者が従事する産業部門になっている。また総輸出中に農産物が占める割合は, 20%である(1988年)⁽³⁾。

牧畜生産と耕種生産の比率は, 1980年代以降, ほぼ7対3という数字に落ち着いている(第2表参照)。就業者数は, 畜産が83~84%, 耕種が16~17%の比率を示している⁽⁴⁾。いずれにせよ, 耕種はひとつの重要な独立した部門になっている。

市場経済化, 民営化は, 政府が上から強引に推し進めているという面があり, その裏で旧体制, 特権的地位を守ろうとする保守派と急速な改革を志向する急進派の争いが展開されている。農業部門は他の部門よりも速いテンポ

第2表 部門別農業総生産

(単位: 百万トウグリック)

年	1971-1980 平均	1981-1986 平均	1986-1989 平均	1988	1989	1990
畜 産	1,426.5	1,532.0	1,769.9	1,775.2	1,848.7	1,851.6
耕 種	370.1	658.1	782.1	761.0	802.0	700.2
計	1,796.6	2,190.1	2,552.0	2,536.2	2,650.7	2,551.8

(出所) 『1921-1991年統計集』41ページ, 『1988年統計集』34ページ, 『1989年統計集』29ページより作成。

で民営化が進められたため、牧民、農民側に充分な準備ができておらず、一部で混乱も生じている。

畜産に関しては、モンゴルでは遊牧的牧畜が支配的であるという特質がまず理解されなければならない。新憲法でも牧地は国民の共同所有物と規定され、牧地の私有は認められていない（第6条）。アジアでも有数の広い国土をもつにもかかわらず、交通網が未発達で、その利点を生かすことができないという状況は、近い将来、急激に変わる可能性はない。生産地から市場（大都市）への距離が、場合によっては、数百キロにも達するという条件の中で、新たに生まれた諸経営単位がいかに収益を上げていくことができるか、その前途は厳しい。

コメコン体制が崩壊し、他の産業部門が輸入に頼っていた機械、部品、燃料等の不足で大幅な生産減に喘ぐ中で、畜産は基本的に自然草地に家畜を放牧するという方法を探っているので、そのような外的要因の影響を受ける度合が最も低い。そのことは、1991年の牧畜生産が、それほど落ちていないことからも裏付けられる。

他方、耕種部門は機械化されているため、部品不足、燃料不足で深刻な影響を受け、生産も激減した。ただし生産低下の要因は他にもあり、それについては後述する。

新憲法では農地の私有が認められている（第6条）。これに伴い、今後、経営形態に相当の変化が現われると予想される。短期的には、生産コストの高い小麦生産をいかに維持していくかが大きな課題になる。

何十年も続いてきた国家調達が1991年で基本的に終わり、自由契約、自由価格による市場経済が始まった。ただ、この場合も、政府主導型の市場経済化の側面があり、特に流通の中心として農業取引所を設置したことが注意される。農業取引所は新たな独占機関として機能する危険性をも孕んでおり、その運営方法が注目される。

長い間、廉価で原料を提供し、他の産業部門に従属させられ、自立的な発展を遂げることができなかった農業部門が、生産、販売の決定権をとり戻し、

自分の足で立とうと苦闘しているのが、1992年初めの状況である。

小論では、畜産と耕種を別個に扱う。畜産の項では、牧畜業の概観のあと、1991年まで存続したネグデル経営の問題点を明らかにし、次にその解決策として導入された請負制、賃貸制の性格、成果を考察する。最後にカンパニア的に進められた民営化の方法の問題点、自営牧民の誕生、国家調達制の廃止について述べる。

耕種の項では、過去30年の国営農場中心の耕種生産の歴史を概観するとともに、将来の展望を試みる。

第1節 畜 産

1. 経済地理的概観

畜産が現在もモンゴルの代表的な産業であることは、国民1人当りの家畜頭数が10頭を超える、ニュージーランドやオーストラリアと並んで、世界でも最も高い数字を示していることからも理解されよう。

1920年代まで牧畜は、モンゴル人のほとんど唯一の生産業だった。モンゴルの家畜は「息以外はすべて利用する」といわれる様に、徹底的に利用されてきた。肉、脂肪、内臓、乳は食用にし、毛、皮は加工して衣料、敷物、住居（テント）の覆い、ロープなどをつくり、骨は粉にして飼料に混ぜ、糞は燃料として使ってきました。

モンゴルの牧畜が他の多くの国の牧畜と区別される最大の点は、ほぼ100パーセント遊牧方式に頼ってきたことである。モンゴルの自然、気候、植生、土壌は遊牧的牧畜に最適の条件を与えた。自然草地を飼料資源として利用している点は、オーストラリアなどと変わりはないが、牧養者が毎年季節的移動を繰り返すという牧畜方法は独自のものである。

世界第17位の広大な国土の約80%に当たる1億2400万ヘクタールが、牧

地として利用されている（1990年）⁽⁵⁾。主な家畜は羊、牛、ヤギ、馬、ラクダの5種類である。ほかに豚、ニワトリも若干飼養され、近年だんだんとその比重を増しつつある。

5種類の家畜の分布は、自然環境に対応している。モンゴル人は伝統的に自然をハンガイ（森林性ステップ）、ヘル・タル（ステップ）、ゴビ（砂漠性ステップ）の3つに分類してきた。羊はすべての地域で飼育されているが、ラクダはゴビに集中し、牛はハンガイに多い。

以下、それぞれの家畜の飼養状況、経済性について簡単に述べる。

（1）羊飼養業

5種類の家畜の中で最も多く飼養されている（1990、91両年とも家畜全体の58%）。牧畜生産（貨幣換算）のおよそ半分を羊飼養業が担っている⁽⁶⁾。羊はモンゴルのほぼ全域で飼養されるが、特にハンガイ地域に多い。ザブハン県が最大で140万頭、以下ウブルハンガイ県（120万頭）、トゥブ県、フブスグル県（110万頭）、オブス県（100万頭）の順番になっている（1990年）⁽⁷⁾。

モンゴルの在来種（脂尾種）は肉、脂、乳、毛、皮のすべてを利用しうるが、基本的には肉脂用である。在来種の羊毛は纖維が太く、絨毯やフェルトの原料としては優れているが、衣料品には向きである。またモンゴル羊の1頭当たり平均産毛量は1.4～1.5kgで⁽⁸⁾、オーストラリア羊の3分の1程度にしかならず、極めて生産性が低い。

羊毛用の細毛種、半細毛種の羊を外国から輸入し改良種をつくるための努力がなされ、「オルホン種」「ハンガイ種」などが生まれた。半細毛種「オルホン種」は、雄の場合、5.6kgの羊毛がとれる。ただし一般的に、外来の細毛種、半細毛種は、自然草地での放牧だけでは飼育が難しく、別に飼料を与えなければならず、コストが高くつくという難点がある。

（2）牛飼養業

牛は頭数（全体の11%）ではヤギより少ないが、牧畜生産では羊に次いで重

要である。皮も利用するが、肉、乳利用の比重が高い。運搬用にも使われる。森林性ステップ、山岳性ステップが飼養に適し、水資源の少ない半砂漠、砂漠は不適である。

フブスグル県に最も多く（32万頭）、次いでアルハンガイ県（30万頭）、トウブ県、ウブルハンガイ県、ヘンティー県（いずれも約20万頭）の順になっている（1990年）⁽⁹⁾。

ウランバートルやダルハンなどの大都市に牛乳を供給するため、トウブ県やセレンゲ県では牛飼養業が重要視されている。

1頭当たりの年平均搾乳量は約350kgで⁽¹⁰⁾、世界の酪農国の数字と比べると10分の1以下である。交配により乳用種をつくり出す努力もなされてきたが、それほどは成功していない。それでも外来種の頭数、および外来種と在来種の交配種の頭数は年々少しずつ増えており、それぞれ全体の2.8%、6.4%を占めている（1989年）⁽¹¹⁾。

ヤクとハイナグ（ヤクと牛の交雑種）が全体の約4分の1を占めていることは⁽¹²⁾、あまり知られていない。標高2000メートル以上の高地の牛の60%以上はヤクである。ヤクの乳は乳脂肪分に富み、バター生産に適している。

（3）ヤギ飼養業

ヤギはモンゴルの全家畜の約5分の1を占める。主にアルタイ山脈地方の高地で飼養される。肉、乳、皮を利用するほか、とりわけカシミアの経済的価値が高い。

バヤンホンゴル県に最も多く（55万頭）、次いでゴビアルタイ県、ホブド県（ともに約50万頭）の順になっている⁽¹³⁾。肉、乳の質は羊に及ばないが、羊より飼養が楽で、しかも羊の上れない高い場所の牧地を利用できる利点がある。

ウムヌゴビ県では「ゴビ・ゴルバンサイハン種」という、在来種の2倍のカシミアのとれる改良種がつくられた。

(4) 馬飼養業

馬の頭数は全家畜頭数の約9%を占める。従来は主に騎乗用、運搬用に利用されてきたので、近代的交通機関の発達により、その重要性は低下しつつある。肉、皮が利用されるほか、乳は馬乳酒の原料となる。馬乳酒は地域によっては夏、食事代りに多量に消費される。優れた競争馬は、極めて高価な値段で取引され、商品価値が高い。

モンゴルの全域で飼養されているが、とりわけトゥブ県、ウブルハンガイ県、アルハンガイ県（いずれも約20万頭）に多い⁽¹⁴⁾。

(5) ラクダ飼養業

ラクダは他の家畜に比べ、圧倒的に頭数が少なく、全体の約2%である。水の乏しい、草の少ない砂漠性ステップに適した家畜で、大部分が南部のゴビ地域で飼養されている。これらの地域の一部では、ラクダ飼養が主要な産業になっている。ウムヌゴビ県が最多（13万頭）で、次いでドルノゴビ県（6万頭）、ドンドゴビ県（5万頭）の順になっている（1990年）⁽¹⁵⁾。

馬と同様、騎乗用、運搬用に主に使われてきた。肉、乳、毛、皮も利用される。乳は牛の飼えない砂漠地帯では、牛乳代りに利用されている。ラクダ毛は商品価値が高く、原毛のままで、あるいは製品化され輸出されている。

運搬用家畜としての役割の低下などが原因で、ラクダの頭数は年々減少しており、積極的な策が講じられない限り、この傾向は続くと思われる。

畜産は、実際には上の5種類の家畜をその地域の適性に合わせて、さまざまな組み合わせで飼養することにより成立している。羊と馬は大部分の経営で飼養され、それに加えて北部の河川が集中している地域や都市近郊では牛が、山岳地帯ではヤギが、ゴビ地方ではラクダが一緒に飼養されている。

総家畜頭数は、一番多いのがザブハン県（213万頭）、次いでウブルハンガイ県（206万頭）、フブスグル県（187万頭）の順になっている⁽¹⁶⁾。これら諸県はモンゴル西半部の、森林性ステップ地帯、ステップ地帯に属し、大都市=市場

への距離からすると、大都市近郊でもなく、辺境地域でもない、中距離に位置する。

頭数の少いのは、セレンゲ県（51万頭）、ウムヌゴビ県（91万頭）、ドルノド県、ドルノゴビ県（94万頭）、ボルガン県、スフバートル県（100万頭）などの諸県である⁽¹⁷⁾。これらのうち、セレンゲ、ボルガン両県を除くと、東半部のステップ、砂漠性ステップの地域に集中している。大都市との距離はさまざまだが、多くは中国領に接する辺境地域である。

4つの特別市（ウランバートル、ダルハン、エルデネット、チョイル）と2つの県庁所在地（サインシャンド、スフバートル）が、モンゴル縦断鉄道とその支線で結ばれているほかは、東部のチョイバルサン市にロシアから鉄道が延びているにすぎず、首都と地方都市、地方都市と地方都市を結ぶ道路の大部分が未舗装の状況で、地方の畜産物を大都市に運ぶのは、大変な輸送コストがかかる。

肉、乳以外は、地方で、1次加工、あるいは完成品生産をする方向で、工場の地方分散を図る必要がある。乳は従来通り、大都市周辺から納入するやり方を続け、大都市用、輸出用の肉も今まで通り、トーバル（牧民が産地から直接食肉コンビナートまたは国境へ家畜を追っていく移送方法）で輸送手段を使わず、直接届けるのが現実的な解決方法である。

農業生産の共通にもつ脆弱な点、すなわち気候変動に左右されやすいという側面は、畜産にとって特に深刻である。夏に降雨量が少なければ、日照りになり大規模な移動を余儀なくされ、冬に過度の積雪（ゾド）があれば、家畜の大量死を招く。過去にゾドで数百万頭が死んだ例が何度もある。いったん頭数が激減した畜群を元の水準に回復させるには、かなりの年数を要する。

自然災害を克服するために干草、飼料の備蓄、井戸の掘削が進められ、かなりの効果を生んでいるが、まだまだ充分ではない。

2. 畜産の基本的指標

過去30年間（1960～90年）、農業総生産は14億2380万トゥグリック（60

年)から25億5180万トゥグリック(90年)に増え、そのうち畜産部門は10億7120万トゥグリックから18億5160万トゥグリックに増えている⁽¹⁸⁾。この30年間にモンゴルの総人口は95万から212万へと2倍以上に増えたにもかかわらず、農業従事者数は6万7000人減り、畜産部門従事者は7万8000人減っている(同期間に、耕種部門従事者は逆に1万1000人増えている)。畜産従事者は、全就業者の55%(1960年)から23%(90年)に減っている⁽¹⁹⁾。

就業者の減少にもかかわらず、生産高が増加しているということは、生産性の伸びがあったことを意味する。他方で、牧畜方法、畜産物の価格に根本的な変化がなかったことを考慮すると、牧民1人当たりの労働量が相当増えたことを意味する。

過去30年間の成長率を5年単位でみてみると、1976~80年のマイナス成長(年平均マイナス1.5%)を除くと、60年代は毎年1%台の伸び、70年代前半は2%台、80年代前半は2.9%、同後半は2.4%と比較的順調な伸びを示している⁽²⁰⁾。

主要な畜産品である肉、乳、バター、毛の5年毎の年平均生産量を第3表に示してある。肉、乳は相当な伸びを示し、カシミアも着実に伸びてきている。バターは最近20年間をみれば、50%近く増えている。羊毛生産はこの20年間、横ばい状態である。ラクダ毛は、この30年間、漸減の傾向にある。こ

第3表 主要畜産物の生産(5年毎の平均)

年	1961—1965	1966—1970	1971—1975	1976—1980	1981—1985	1986—1990
肉(単位:千t)	162.2	175.6	202.6	227.9	231.9	237.9
乳(〃)	219.6	211.1	224.3	236.3	247.7	306.1
バター(〃)	4.1	3.2	3.1	3.6	4.2	4.6
羊毛(〃)	16.8	18.0	20.2	19.7	20.2	19.2
カシミア(単位:t)	1,193	1,062	1,154	1,238	1,331	1,327
ラクダ毛(〃)	3,572	3,255	3,120	3,063	3,003	2,737

(出所)『1921~1991年統計集』42~43ページより作成。

れはラクダ頭数の減少と関係がある。

次に主要食料品たる肉、乳、バターの1人当たりの生産と消費の関係をみることにする（第4表参照）。

まず肉については、1970年代までは、国内消費を大幅に上回る生産があったため、相当の輸出能力があった。ところが近年は、肉生産と肉消費の差がだんだん縮まってきて、輸出へ回せる分が減ってきたことがわかる。最近3年間（1988～90年）は肉消費が増え続けている。これは小麦粉消費の減少と対応していることが注目される⁽²¹⁾。なおモンゴル人の1日当たり肉消費量は186g（1990年）で、アメリカ（322g）、アルゼンチン（347g）よりは、かなり低いものの、日本（108g）よりはるかに高い⁽²²⁾。

1人当たりの乳生産と乳・乳製品消費は、この10年間、あまり変わっていない。消費を相当上回る生産があり、流通、輸送方法さえ改善すれば、充分な供給が確保できる。なお1日当たり乳・乳製品消費量は324g（1990年）で、欧米諸国の半分から3分の1程度である⁽²³⁾。

バターは1980年代から消費が生産を上回り、国内生産分だけでは、需要を満たせない状態が続いている。バターは配給対象品となっているが、1991年12月、92年1月と続いて供給がとまっている。チーズは伝統的に牧民の自家

第4表 主要畜産物の年間1人当たりの生産と消費

（単位：kg）

年	1960	1970	1980	1985	1988	1989	1990
肉 生 産	193.7	144.1	140.9	123.9	114.5	118.7	119.9
肉・肉類消費 ¹⁾	…	103	95	92	90	93	97
乳 生 産	239.1	176.9	140.2	147.8	152.7	158.2	152.1
乳・乳製品消費 ²⁾	…	140	102	110	119	121	118
バター生産	5.0	2.4	2.4	2.4	2.3	2.4	2.1
バター消費	…	2	3	3	3	3	3

（注） 1) 肉換算、2) 乳換算。

（出所）『1921～1991年統計集』42～43、94～95ページ、『1989年統計集』31、121ページより作成。

生産が中心でその具体的データを把握しにくい。

毎年、年末に家畜頭数調査が実施され、その結果が、翌年初めに発表される。この数字が、その年(前年)の畜産の状況を把握する重要な目安とされてきた。総頭数が増えれば大きな成果とされ、減れば失敗だったと批判される。あるいは「1940年には2600万頭を超えていたが、その後一度もこの数字に達していない」などといった言い方がなされる。

まず第1に注意されるべきは、年末に家畜頭数調査が実施されるようになったのは1961年以降からで、それ以前は、家畜がまだあまり消費されていない7、8月に実施されていた⁽²⁴⁾。家畜の大消費が終わる12月の時点での頭数と、それが始まっていない時点での頭数の性格が異なるのは当然で、両者の直接的な比較は、意味がない。

消費された家畜まで含めた計算では、1980年代前半の年平均頭数(3120万頭)は、60年代の頭数(2530万頭)を600万頭近く上回っている。年末の集計だけでみると、同じ期間の頭数はそれぞれ2390万頭と2200万頭で、200万頭しか増えていない⁽²⁵⁾。

総家畜頭数とは、計画経済にあっては、次の年の肉調達、乳調達、毛調達、皮革調達を計算するための基本的なデータになる。年末に頭数調査をするのは、計画経済におけるノルマ計算と密接な関係がある。

第2に、5種類の家畜(羊、牛、ヤギ、馬、ラクダ)の構成比や、総頭数に占める母畜の割合を無視して単純に年末の時点での頭数を比較するのも問題がある。5種類の家畜の割合は、過去70年近く、それほど極端な変動はないものの、詳しくみてみると、過去20年の間には、牛、ヤギ漸増、ラクダ漸減の傾向がみられる(第5表参照)。

母畜の数は、次の年の仔畜の数を決定する、言い換えれば、次の年の家畜の総数を予測するうえで最も重要な数字である。母畜の絶対数は過去30年の間に確実に増えてきている。1961~70年の平均が1020万頭、71~80年の平均が1110万頭、81~85年の平均が1190万頭である。1990年には1200万頭を超えていている。ただし、1988~90年の平均は1150万頭で、80年代前半の

第5表 総家畜頭数（12月集計）

(単位：万頭)

年	1965	1970	1975	1980	1985	1988	1989	1990	1991
羊	1,384	1,331	1,446	1,423	1,325	1,345	1,427	1,508	1,470 ¹⁾
牛	209	211	243	240	241	254	269	285	280 ¹⁾
ヤギ	479	420	459	457	430	447	496	513	520 ¹⁾
馬	243	232	225	199	197	210	220	226	230 ¹⁾
ラクダ	68	63	62	59	56	55	56	54	48 ¹⁾
計	2,383	2,257	2,435	2,377	2,249	2,312	2,467	2,586	2,553 ²⁾

(注) 1) 中間集計、2) 最終集計。

なお、四捨五入の関係で計が合わない箇所がある。

(出所) 『1921～1991年統計集』44～45ページ、『1989年統計集』33ページ、*Ардьин эрх*、1992年1月9日および1992年2月13日より作成。

平均値より少ない⁽²⁶⁾。1991年末の母畜数は1140万頭で、前年より60万頭以上減っている。

年末の総家畜頭数とは、別の言い方をすれば、前年末の総家畜頭数に仔畜数を足し、消費家畜数と損失家畜数を引いた数にはほぼ等しい。

損失家畜とは、病気、自然災害、その他の理由（狼害）などで、失われる家畜のこと、この数は意外と多い。獣医学の普及、飼料の準備などによってある程度、損失家畜数は少なくできる。仔畜育成率（仔畜が年末まで生存する率）と同様、私有家畜とそうでない場合で、損失家畜数に大きな差ができる。

食肉生産、消費という観点からみれば、最も重要なのは、消費家畜数である。消費家畜はさらに3種類に分類される。すなわち国家調達分と地方調達分と各経営内消費分である。国家調達分とは、ウランバートル、ダルハン、エルデネットといった大都市消費用、輸出用および軍隊用であり、地方調達分は地方都市（主に県庁所在地）消費用である。各経営内消費分は、調達以外に、ネグデルや個々の牧民が、販売したり自己消費した分を指す。

1990年の場合、前年（1989年）末の頭数が2467万4900頭、仔畜数が951万9100頭、損失家畜数が67万3200頭なので、消費家畜数は766万3900頭となる⁽²⁷⁾。1986～90年の年平均消費家畜数は760万頭だという報告がある⁽²⁸⁾。

1990年の消費家畜のうち、経営内消費は286万3200頭で、その内訳は、私有家畜が131万1600頭、ネグデル、国営農場等所有家畜が155万1600頭となっている⁽²⁹⁾。

消費家畜は、実際には国内消費家畜と輸出家畜の両方を含んでいる。両者の需要の増減によって、消費家畜の総数が変わる。生畜、枝肉として輸出される食肉は、年によって、家畜（主に羊、牛、ヤギ、馬）の種類、数量にバラつきがあり、それらを頭数で表すのはたいして意味がないが、概観を得るために1989、90年度分を計算すると、それぞれ156万頭、137万頭になる⁽³⁰⁾。これら輸出分を引くと、1989、90年の国内消費は630～640万頭になる。

1991年末の総家畜頭数は2553万頭と、前年とあまり変わらない数字が出た。上と同様の方法で計算すると、1年間に約900万頭が消費され、輸出は100万頭以下と試算されるので、800万頭以上が国内で消費された計算になる。これは、1989、90年より150万頭近く多いわけで、相当の数の家畜が処分されたことになる。ネグデル民営化の過程で牧民以外の者に家畜が与えられたこと、1992年の食肉生産割当を嫌い所有頭数を少なくしようとしたこと、約12年周期で襲ってくる大雪害（サル年のゾド）の前に家畜を処分しようという心理が働いたこと、牧民が不足する日用品と交換に家畜を手放したことなどが、国内消費増加の要因と考えられる。

3. ネグデルの矛盾

ネグデル（農牧業協同組合）は1991年まで存続し、市場経済化の中でその多くは株式会社、有限会社に代り、一部は完全に解体した。約30年間続いたネグデル中心の社会主義的牧畜経営の実験は、結局失敗した。

今世紀、モンゴルの牧民は強制的集団化を2度経験している。1度は1930～32年に極左派が政権を握ったときに、コミニテルンの誤った指導の下に多数のコルホーズやコムーナを建設し、多数の牧民を強制的に加入させた。これらの集団経営は、1932年に路線の転換が行なわれ自営牧民重視の政策がと

られると、すべて消滅し、元の私的所有に基づく経営に逆戻りした。

1950年代に再び集団化が主張されたのは、第2次大戦後の社会主义諸国の農業政策と関係がある。1958年にはポーランド以外の社会主义国は集団化を終えた。このためモンゴル農業の集団化が急がれた。

1959年に基本的に完了したネグデル化運動でも30年代と同様、さまざまな強制的方法が用いられた。肉、毛等の供出量を不当に高く設定し、応じない者は拘束するなどの過酷な策が使われた。集団化の最後の段階では、事实上、多数の家畜が強制的に没収され、ネグデルの所有に移された。この過程で多くの優れた牧民が家畜を処分し、都市に移り住んだ。

ネグデルは、最初は必ずしも強制的につくられたものではなく、初期には主に貧しい牧民が自発的に組合を建設した場合多かった。また加入した牧民とネグデルの関係は民主的な性格を残していた。1955年の第1回ネグデル員大会で承認された模範定款は、牧民がネグデルに所有を移した家畜の50%までの登録、返還が可能だと定め、私有家畜も地域により100～150頭まで認めていた。

ところが1959年の第2回ネグデル員大会では、私有家畜が半分の50～75頭に減らされ、ネグデルの指導、経営に国家機関、党组织が全面的に関与することが認められた。国家調達の内容、条件はすべて商業調達省によって決められることになった。

1967年、第3回ネグデル員大会で組織されたネグデル連盟は、本来ネグデルの利益を守るためにつくられたが、実際は政府の政策を伝達するだけの、従属的機関になってしまった（1990年になって初めて農業省、地方行政機関から完全に分離した）。

ネグデル長は、県ネグデル評議会が県党委員会の決定に基づき、各ネグデルに名前を提示するという方法で、実質的に人民革命党から任命された。ネグデル長がまったく別の県、郡の出身者である場合も珍しくなかった。

ネグデル長が郡長を兼任するなど、ネグデルは中国の人民公社をモデルにした面がある。ネグデルは幾つかのブリガード（生産大隊）から構成され、ブ

リガードの下部単位のソーリ（生産隊）が最小の生産単位になった。1970年代後半以降、かなり多くのネグデルでブリガードが廃止され、ブリガードより規模の小さいヘセグ（生産中隊）が多数つくられた。

各年度の生産ノルマは、人民革命党の承認の下に、政府の国家計画委員会から県に与えられ、県から郡=ネグデル、ネグデルからブリガード（ヘセグ）、ブリガードからソーリへ与えられた。

最小生産単位たるソーリの組織化の過程で、伝統的共同体「ホト・イル」が崩壊してしまった。「ホト・イル」は、兄弟、親戚、友人等数戸が共同で遊牧し、複数の種類の家畜の共同管理を行なう経営単位で、遊牧社会モンゴルに適合した合理的な共同体だった。もともとモンゴルのような遊牧的牧畜を中心とする社会では、農耕社会におけるような大規模な共同作業はあまり必要なく、数戸で自給自足的な経営が充分可能である。

ネグデルができてから牧畜生産の専業化が進められ、ひとつのソーリ（1～3家族）が特定の種類、特定の年齢の畜群のみを飼養するケースが増えた。この方法は、牧草の適正利用という観点からすると効率が悪く、しかも自然災害の際の損害が大きく、結局生産性の向上には繋がらなかった。

半定住化を目指し、「ウルグン・イルサルト」など、幾つかの施策もとられたが、中途半端で不充分なもので、長続きしなかった。

ネグデルを国営農場に変えたり、ネグデル所有の家畜、資産を他の機関に無償で与えたりといったことが、政府の政令、決議でなされるようになり、集団経営体としてのネグデルの独立性は失われた。

各種調達の種類、数量、価格は、各ネグデルの地理的条件、経営内容に関係なく一律に決められ、ネグデルの自主性は否定された。軽工業、食品工業の諸企業の原料価格を安く維持するために、ネグデルの主たる収入源である畜産物の調達価格は低く抑えられた。30年間に、5年に1度程度の割合で、価格の調整がなされたが、多くの場合、ネグデルの増大する支出をカバーできるレベルには達しなかった。その結果、赤字経営のネグデルが増え、負債を背負うことになった。要するに畜産は他の産業部門に原材料を提供するだ

けの副次的、従属性的な存在になってしまい、牧民は国から課された生産ノルマを消化するだけの受動的な性格をもつ生産者になってしまった。

賃金も、食料自給分を考慮に入れても工場労働者や国営農場労働者に比べ、低く抑えられた（第6表参照）。賃金にスライドして年金の額もたいへん低く、都市との格差が広がった。このような条件の下で、多くの若者が農村を離れ都市へ移り住んだのは当然であった。労働力不足を補うために、1970年代後半には、上級の学校に進学できなかった者を半強制的に数年間農村に派遣する方策も実行に移されたが、たいした効果は生まれなかった。

ネグデル員にとって、ネグデルの家畜はすでに自分たちの共同所有物ではなくなり、私有家畜のみが眞の所有物になった。従って私有家畜の飼養を中心とする副業経営が大きな意味を持った。牧民の収入構造の体系的な調査はなされていないが、畜産物をネグデルに売却した場合の収入等、把握可能な収入は、ネグデル員の全収入の20%を占めた⁽³¹⁾。

牧民の私有家畜に対する態度と、ネグデル家畜に対する態度の違いは、仔畜育成率や成畜損失率で比較すれば、まったく明らかである。ネグデル家畜に比べ、私有家畜の育成率ははるかに高く（第7表参照）、損失率は格段に低い⁽³²⁾。

一部のネグデル擁護論者の主張するように、獣医学の普及、畜舎の建設、井戸の掘削、飼料の確保などが、ネグデルができてから奨励され、一定の成果をあげたことは否定できない。ただし、これらをネグデルの肯定的側面と

第6表 賃金の比較（月収）

（単位：トゥグリック）

年	1970	1980	1985	1987	1988	1989	1990
ネグデル員	141	203	263	280	284	329	288
国営農場労働者	360	382	423	429	444	449	450
労働者・公務員	437	501	524	529	533	539	541

（出所）『1921—1991年統計集』28～29, 102～103ページ, 『1988年統計集』21, 82ページ, 『1989年統計集』13, 109ページより作成。

第7表 母羊100頭当たり仔羊育成率

(単位:頭)

年	1970	1980	1985	1988	1989	1990
私有家畜	92	80	85	87	92	92
ネグデル所有家畜	83	77	82	81	92	89
国営農場所有家畜	65	62	68	73	80	76
全体平均	83	76	81	81	91	88

(注) 春100頭の母羊から生まれた仔羊が年末まで生き延びる率。

(出所) 『1921-1991年統計集』52~53ページ, 『1989年統計集』45~46ページより作成。

単純に評価するのは一面的である。集団化なしでも、これらの方策は実行可能だからだ。

総合的にみて、ネグデルはモンゴルの畜産を発展させるのに成功しなかったとみざるをえない。

4. 請負制、賃貸制の導入

ソ連のゴルバチョフ政権の農業政策は、モンゴルの農業政策にも直接的影響を与えた。国内でもツェデンバル政権からバトムンフ政権への交代があり(1984年)、経済改革を推進する条件は整えられていたともいえる。いずれにせよ“畜産の停滞”が批判され始め、ソ連の経験をモデルにして最初は生産請負制が1987年から導入された。この年の末には、私有家畜頭数制限も緩和され、上限が25頭増え、1戸当たりゴビ地域では100頭、他の地域では75頭までの私有が可能になった。

1989年からは賃貸制が普及し始め、一定の成果を挙げた。この年の末の集計では総家畜頭数は前年比145万頭増の2460万頭を記録した。他の要素(良好な気候、輸出の抑制)も考え合わせる必要があるが、賃貸制の導入が牧民の生産意欲を増大させ、家畜数増加の大きな要因になったといえる。

請負制では、牧民は従来通り賃金を受け取る一方で、母畜100頭当たりの仔

畜育成数、羊1頭当たりの羊毛量、搾乳量、肥育率などについて一定の生産を請負い契約を結ぶ。牧民は契約を上回った分について、契約の条件に基づき、現物の何割かを自分のものにしたり、現金を受け取ったりすることができる。オブス県のタリヤーラン郡の「トヤー」ネグデルの規定では、100頭の母羊から90頭の仔羊を育てるという契約を結び、それを上回った場合、上回った分の30%を獲得できた⁽³³⁾。

賃貸制の場合、ネグデル（国営農場）から賃金は払われず、牧民は賃貸料を払い一定期間（多くは3~5年）、一定数の家畜を完全に自分の管理下に置き、契約に基づき、畜産物から得られる利益の何割かを得る。通常、賃金の代りに前渡し金の形で、牧民に現金が支給される。請負制に比べ、契約の内容は牧民に一層有利になっている。上記「トヤー」ネグデルの場合、上記と同じ条件（母羊100頭から仔羊90頭）で、超過分の50%を獲得できる⁽³⁴⁾。

賃貸料は経営体によって異なる。セレンゲ県バローンハラー国営農場の場合、羊1頭につき毎年20トゥグリックである。

トゥブ県バヤンウンジュール郡の「ハイルハン」ネグデルの一牧民は、賃貸契約に基づき、1989年は82頭の仔羊と1万4000トゥグリックを獲得し、1990年は26頭の仔羊と1万トゥグリックを得た⁽³⁵⁾。

1990年の時点では、全ソーリの65.5%、全牧民の61.5%が請負契約あるいは賃貸契約を結んでいた⁽³⁶⁾。賃貸契約によって牧民がリースした家畜の、ネグデル、国営農場等所有家畜に占める割合は、1988年に3.3%，89年に6.9%，90年に11.3%と増え続けた⁽³⁷⁾。

賃貸制の普及は、「ホト・アイル」共同体の復活と同時進行した。牧民は羊を中心に牛、馬など複数の家畜をリースし、畜群の構成を伝統的な形態に近いものにした。遊牧単位も兄弟親戚がひとつの単位になる傾向がはっきりと表ってきた。

請負制、賃貸制が牧民の生産意欲を増大させ、私有家畜を増加させるのに貢献したことは疑いがない。しかし依然として大部分の家畜がネグデル、国営農場の所有にあり、計画経済の下、中央指令的国家調達制度が機能し、各

種の生産割当が課されている限り、牧民の自立的経営は難しかった。契約未達成者はペナルティーを払わなければならず、その意味では旧来のネグデル経営とあまり変わらなかった⁽³⁸⁾。

民主化の波の中で1990年1月、家畜私有制限が撤廃されると、有能な牧民にとって、もはやネグデルにとどまる理由はあまりなくなった。賃貸契約によって利益の半分をネグデルにもっていかれるよりは、100%を自分のものにしようと考えたのは当然であった。

5. ネグデルの民営化

1991年に始まった国営企業等の民営化は、農業部門では、他の部門に先行する形で、速いテンポで実施され、年末までに基本的に完了した。

ネグデルの民営化は、具体的には、「民営化法」、「経営単位法」（いずれも1991年5月制定）に基づき、主にネグデル連盟最高評議会のガイドライン（同年6月）に沿ってなされた。

「民営化法」は、ネグデル員に与えられる投資権利書がネグデルの資産の私有化に優先的に使用されるべきことを明記している（第21条）。この規定は事実上、ネグデルを国営企業と同等に扱い、ネグデル民営化の基本的方向を決めた。もともと組合員の共同出資でつくられた協同組合を国営企業と同様に扱うことは、牧民にとって極めて不利であった。都市住民が「権利書」のピンク・クーポン券で国有財産入手し、ブルー・クーポン券で民営化された企業の株式を取得することができるのに対し、ネグデル員は両クーポン券で自分たちの財産を取り戻すことしかできないということになった。

「経営単位法」の規定する6つの経営形態のうち、ブルー・クーポン券を使えるのは株式会社のみなので、ネグデルの資産を分割せず旧来の機構を温存するために株式会社形態が選ばれたのは、ある意味では当然であった。

ネグデル連盟最高評議会第8回大会の出した指針（政府民営化委員会と共同で作成）は、ネグデルを株式会社にすること、ネグデルの資産の30%までを

ネグデル員に所有させることなどを謳い、家畜を評価する際の基準価格も示した。最終的な決定は各郡のネグデル員総会で自主的に決められるべきと定めているものの、このガイドラインは相当の拘束力をもち、大部分のネグデルで70%近い資産がネグデルに残り、株式会社の資産に姿を変えた。

要するにネグデルの民営化は、全体として、上からの指令、カンパニア方式でなされたという側面が強い。牧民たちにとってどのような経営形態が最も有利かということより、いかにネグデルの機構を残すかという観点から選ばれたのが、株式会社という形態であった。資本主義の発展の過程で必然的に生まれた株式会社という形態が、モンゴルの遊牧的牧畜の経営にどの程度適しているかという検討はほとんどなされなかった。しかも資本主義社会を知らない牧民たちは、株式会社が何たるかをまったく理解していなかった。

個々のネグデルの民営化は、そのネグデルの規模、地理的条件、指導部の意見の違いなどに応じて、実にさまざまな形で実施された。株式会社は資金が500万トゥグリック以上必要なので、小さいネグデルは、株式会社をつくれず、有限会社などの形を選んだ。ネグデルの資産は基本的に家畜とそれ以外のものに区分される。まずピンク・クーポン券を利用して資産を譲渡する対象が問題になる。最初に出資した者、最初にネグデルに加入した者をどう扱うべきか、ネグデル員以外の郡の職員・労働者も対象に含めるべきか、ネグデル員の家族でネグデルに加入していない者をどうするかなど、さまざまな問題が生じた。畜産に従事していない者に家畜を与えることの危険性もしばしば指摘された。

具体的な民営化の事例をみてみると、トゥブ県バヤンツァガーン郡の場合、郡のすべての者をネグデル民営化に参加させた。ピンク・クーポン券2枚で家畜を与え、同1枚で柵、機具などを与えた⁽³⁹⁾。同県ヘルレンバヤン郡では、最初のネグデル員に無償で羊5頭を渡した⁽⁴⁰⁾。

アルハンガイ県では、ネグデル員2万4000人、最初のネグデル員3000人、ネグデル員の子供2万5000人、郡の職員・公務員6000人、計5万8000人に1億4500万トゥグリック（そのうち9000万トゥグリック分は家畜）相当の資産

が譲渡された。

1991年12月の時点で全国で、ネグデルの全資産の30%近く、家畜の38.5%がピンク・クーポン券で私有化され、株式会社300以上、有限会社12、合名会社・合資会社50以上が誕生した⁽⁴¹⁾。国全体で440万頭の家畜を含む、16億トウグリック相当の資産がピンク・クーポン券で牧民に渡った⁽⁴²⁾。

ひとつのネグデルから複数の会社組織が生まれたケースも珍しくない。特に注目すべきは、いかなる会社組織にも属さない自営牧民が多数誕生したことである。

ネグデルを解体し、全家畜をネグデル員に分配すべきだという考え方は、モンゴル民主同盟など野党勢力が早くから主張してきた。すでに1991年4月末にオブス県ズーンゴビ郡の「ゴビの発展」ネグデルは、家畜をネグデル員に無償で分ける決議をしていた。

ネグデル民営化のガイドラインがネグデル連盟最高評議会で決められたのとほぼ同じ時期に、自営農民同盟の第1回協議会が開かれた。自営農民（牧民）の連合組織としての自営農民同盟は、モンゴル民主同盟の組織とも連携して、自営農民を支援する活動を行なった。

オブス県テス郡の「レーニンの道」ネグデルは、1991年8月にネグデルの解散と、全家畜の分配をネグデル員総会で決めた。このネグデルは全国でも有数の規模の大きいネグデルだったので、その影響も大きかった。

政府発表によれば、1991年12月の時点で、2250名近くの自営牧民が生まれた⁽⁴³⁾。この数字は明らかに小さすぎ、実際はこの数倍に達していたと考えられる。1992年1月の段階で、旧ネグデルが解体し、ネグデル員のほぼ全員が自営牧民になった郡は、上記テス郡のほか、ウムヌゴビ県ツォクトツェツィー郡、ドルノド県ダシバルバル郡、バヤンドン郡、ホブド県ムンフハイルハン郡、アルハンガイ県タリャート郡、フフスグル県ツァガーンウール郡など10近く。アルハンガイ県だけでも同じ時期に自営牧民は745名数えられている⁽⁴⁴⁾。

ほとんどすべての郡に相当数の自営牧民が生まれ、ひとつの郡内で複数の

経営形態が競合することになった。どの経営形態が有利かは、その地域の自然環境、市場との距離、畜産物の販売方法などによって異なるが、全体の傾向として自営牧民が増加していくであろうことは疑いない^(補註2)。

ネグデルが名前だけ変わった株式会社の大部分は、実際の生産は従来通り賃貸制によって行なおうとしている。株式会社に残った牧民は、自己の私有家畜よりも少ない頭数の会社の家畜をリースし、契約条件に基づき、利益を会社と分配することになる。有能な牧民が独立したあと、このような経営方法で株式会社が生き残れる可能性は、極めて小さいといわざるをえない。

自営農民（牧民）のほうはといえば、飼料の購入、畜産物の販売等のための何らかの組織が必要であり、自営農民同盟を中心とした全国組織が将来生まれると予想される。

6. 国家調達制度の廃止

ネグデルを民営化し、新しく会社組織をつくるだけでは、市場経済化は進まない。中央指令的国家調達制度を廃止して新たな流通機構をつくり、畜産物価格の完全自由化と配給制度の廃止が実現して初めて、本当の意味での市場経済メカニズムが機能する。

1990年の肉調達が失敗し、91年5月からウランバートル市では、食肉の配給制に踏みきらざるをえなくなった。この頃から国家調達制度は完全に行き詰まり始め、1991年が旧来の調達制度の最後の年になった。1992年には、移行的措置として、食肉の割当供出のみ実施される。すなわち、すべての経営単位が一律に、牛1頭当たり26kg、羊1頭当たり6kg、ヤギ1頭当たり4kgを義務的に供出しなければならない。租税的性格を強くもつこの決定には、さまざまな批判が寄せられた。前年の1991年には牛の場合、私有牛からは6kg（ネグデル牛からは47kg）の割当だったので、92年の牛肉割当量は不適に高いものに感じられた。

ただし供出価格については、従来のような一律の国定価格によらず、農業

取引所で決められることになった。農産物、農業生産用資材、飼料、肥料等の売買を行なう農業取引所は、従来の調達機関を代行する機関として、1991年8月から活動を始めた。農業取引所の支部は各県にも設立され、各経営は仲買人を通して取引所を利用する。

この制度の最大の問題点は、従来の調達機関を吸収してつくられた取引所が、新たな独占機関になる危険性を孕んでいるという点だ。現在のところ、取引所と競争する組織はなく、大部分の売買は取引所で行なわれる見込みである。自営農民（牧民）も株式会社同様、仲買人と契約を結んで、この取引所を利用せざるをえない。

1991年9月から乳、乳製品は自由価格に移行した。1992年からすべての畜産品の生産者価格は基本的に自由価格になり、生産者と企業、商店等の契約により売買されることになった。政府は生産者価格の最低価格を定めることによって調整役を務める。

現在配給の対象となっている食肉が、いつ自由販売制に移行するかが市場経済化のテンポを見極めるひとつの鍵となる。食肉の流通はかなり特殊な性格をもつ。1990年の場合、国営商店が販売した肉、肉製品は1人当り年間35kgで、この数字は肉配給量（1人月2.7kg）とほぼ対応する⁽⁴⁵⁾。ところが国民1人当りの肉消費量は年間97kg（1990年）であるから⁽⁴⁶⁾、食肉の60%以上は国営商店以外から購入したことになる。この数字は、牧民が商店から食肉を購入しないということだけからでは説明できない。これは昔から続いている冬・春用食肉の一括購入の習慣と関係がある。12月頃に4～5カ月分程度の肉をそれぞれの家で準備し少しづつ消費するのが普通で、都市住民でも牛1頭分程度は必ず購入する。この冬・春用の肉は通常、国営商店とは別の私の流通経路で生産地から送られてくる。要するに食肉の場合、事実上、数十年間、市場価格で売買されてきた。

肉の場合、配給対象の他の食料品、日用品と違い供給は比較的安定しており、配給制は専ら価格統制のために機能している。

第2節 耕 種

耕種は、畜産に比べると比重は低いが、食料供給の面で重要な役割を果たしている。モンゴルは寒冷な気候、少ない降水量、腐植土層の薄さ等、農耕にとって厳しい条件を抱えている。耕地はその多くが、北部のオルホン、セレンゲ、ハラー、ユルー河流域の、年間降水量250～300ミリの、暗栗色土、栗色土に覆われた地域に集中している。

セレンゲ、トゥブ、ボルガン、フブスグル、アルハンガイ、ウブルハンガイの6県にある国営農場で国全体の穀物の85%を生産し、さらにそのうちの55%をセレンゲ、トゥブ両県の国営農場が生産した（1985年）⁽⁴⁷⁾。

耕地の75%は国営農場に、残りの25%はネグデルにあった⁽⁴⁸⁾。

生産される農作物の種類は限られており、穀物（主に小麦）、ジャガイモ、野菜類（タマネギ、キャベツ、ニンジン、キュウリ、カブ等）、飼料作物などである（第8表参照）。

耕種は昔から一部の地方でなされてきたが、大規模な生産の歴史は新しく、小麦自給の目標は、1959、60年の2年間の処女地開墾の大カンパニアにより達成された。播種面積は、1955年の6万2900ヘクタールから、60年には26万5500ヘクタールと4倍以上に増えている⁽⁴⁹⁾。播種面積はその後も増え続け、1989年には約84万ヘクタールに達し⁽⁵⁰⁾、その後若干減少している。播種面積の内訳は、穀物83.2%，飼料作物15.0%，ジャガイモ、野菜類の合計1.8%となっている（1990年）⁽⁵¹⁾。

小麦は1988年には9万トン、89年には3万トン輸出していることからもわかるように、自給が可能だった。ところが1990年には天候が不順で収穫量が減り、91年にはさらに大幅に減った。この結果、両年度とも5万トン以上が不足し、輸入、援助に頼らざるをえなくなった。小麦粉は配給対象品リストにも入った。

1991年の場合には、収穫時期に雨が降り続いたという気候の要素以外に、

第8表 農作物生産量

(単位:千ヘクタール)											
年	1961—	1966—	1971—	1976—	1981—	1986—	1987	1988	1989	1990	1991
	1965平均	1970平均	1975平均	1980平均	1985平均	1990平均					
穀類	302.0	278.6	410.7	376.9	658.4	786.1	689.3	814.3	839.1	718.3	595.3
そのうさぎ <small>小</small>	268.6	242.7	323.5	289.2	506.4	632.5	543.0	672.2	686.9	596.2	...
ジャガイモ	21.3	20.1	25.5	47.9	90.6	134.0	147.6	103.2	155.5	131.1	97.5
野菜類	12.7	11.4	18.0	23.3	35.2	50.4	48.0	56.3	59.5	41.7	23.3

『1921-1991年統計集』42~43^章、『1988年統計集』34^章、『1989年統計集』30^章、アロムエクス、1992年1月9日付作成。

別の要素がある。

国営農場もネグデル同様、請負制、賃貸制を経て、1991年にその多くが民営化された。民営化により、ひとつの国営農場が複数の小さい農場（多くは株式会社形態）に分割されてしまった。セレンゲ県のズーンハラー国営農場やトゥブ県のバヤンツォクト国営農場は、従業員30～40人、耕地1000ヘクタール程度、コンバイン1～2台、トラクター2～3台を有する小農場に分割された⁽⁵²⁾。

1991年の秋の収穫の際、新しくできた小農場は、効率よい共同作業を組織することができなかった。同年の穀物、ジャガイモ、野菜類の収穫は、1986～90年の平均に比べ、それぞれ24.3%、27.3%、53.7%少ない惨憺たる結果に終わった⁽⁵³⁾。

国営農場を小さくしすぎたという反省から「3000ヘクタール以上の耕地をもつ株式会社を組織する」のが適当だという政府の方針が、1991年11月に出された。

いずれにせよ、国営農業企業は姿を消し、私企業として再出発しようとしている。新憲法が農地の私有を認めていることから、今後経営方法には相当大きな変化が生じると予想される。

耕種部門では国営農場時代、大規模な投資が行なわれ、機械化が進められた。耕種への投資は、1970年代後半から農業全体の50%近くを占めるようになった⁽⁵⁴⁾。国家全体で投資が増え始めた1981年からの5年間の平均は52.1%となっている。投資の3分の1は機械購入に充てられた。この5年間に供給された農業機械の数は、その前後の5年間に比べ、35%以上多い⁽⁵⁵⁾。

しかし大型農業機械の部品の大部分をソ連（ウクライナ、ベラルーシ）からの輸入に頼らざるをえないため、燃料費、種子、肥料の購入費も含め、農産物の生産コストは相当高いものにならざるをえなくなった。国家調達制度の下で、生産者価格は低く抑えられ、国営農場のかなりの部分が赤字経営を強いられた。1988年には国営農場、飼料農場の76%が、89年には32%が赤字だった⁽⁵⁶⁾。

農作物の1ヘクタール当たり収量は、ジャガイモは中国、旧ソ連とあまり変わらず、必ずしも少ないとはいえないが、小麦は世界の水準をかなり下回り、中国、ポーランド、日本の半分以下である。

農作物、とりわけ小麦の生産コストをいかに下げるか、当面どのような補助金配分をするかが、モンゴルの農業政策の中心課題のひとつである。

社会主義政権時代、無理な処女地開拓によって土壤を荒廃させ、周辺の牧地にまで悪影響を与えた過去の教訓を重視し、原則的に当面は新たな処女地開墾は行なわないというのが、現在の政府の方針である。そうなると、国内需要を満たすには、今後、肥料の増産、土壤の改良、収穫方法、貯蔵方法の改善を積極的に進める必要がある。

配給の対象になっている食品のうち、砂糖、植物油は、従来すべて輸入に頼ってきた。テンサイ、アブラナを栽培して、これらの国内生産を始めるのが1992年の農業政策のひとつの柱とされている⁽⁵⁷⁾。

おわりに

市場経済化の中で、経営方法と流通構造が根本的に変わり、農業は従来の従属性の地位から抜け出し自立的な部門になりつつある。

農業部門を構成する畜産と耕種のうち、前者は牧民の生産意欲の増大とともに、まだ相当の生産の伸びが期待できる。他方、耕種、特に穀物生産は長い間、農業部門の重荷になってきたが、この状況がすぐに改められる経済的条件は見出しづらい、当分同様の状態が続くと思われる。

ネグデルの後身の株式会社は、結局過渡的な形態であり、その多くは早ければ1、2年で、遅くとも数年以内に解散し大部分の家畜は牧民の私有財産になると予想される。その場合、牧民は新たに共同販売・購入の相互扶助組織、例えば日本の「農協」に当たるような組織をつくる必要に迫られるであろう。現在の状況からすれば、自営農民同盟がその中心になると思われる。

従来ネグデルが国と共同で行ってきたサービス、例えば自然災害時の補償、年金の支給などは、当然その形を変えていかざるをえない。自営農民（牧民）を対象とした保険制度、年金制度が確立されねばならない。こうした保障があって初めて、農民（牧民）の真に自由な経済活動が実現される。

国家調達制度から自由流通制度への過渡的政策として1992年から実施されている食肉供出割当制度は、それに対する批判の大きさから判断しても、遅かれ早かれ根本的な見直しを迫られよう。国家調達が部分的に租税的性格をもっていた以上、これに代わるべき税制度が確立されねばならない。基本的生産手段であると同時に生産物でもある家畜への課税に関しては、さまざまな考え方があり、コンセンサスの確立が難しい。

畜産物の輸出、特に食肉の輸出に関しては、中国方面の輸出は期待できないが、ロシア方面は向こう10年間程度は相当の需要が見込まれ、現状を維持できると予想される。羊毛、カシミア、ラクダ毛や羊・ヤギの毛皮や牛皮などを原材料の形ではなく、製品化し付加価値の高いものとして輸出するという課題をどのくらい早く達成できるかも、今後のモンゴル農業の発展を左右する鍵である。

[注]——

- (1) Аргын эрх [人民の権利], 1992年1月9日。
 - (2) State Statistical Office of the Mongolian People's Republic, *National Economy of the MPR for 70 Years / 1921–1991* (以下, 『1921–1991年統計集』と略記) ウランバートル, 1991年, 20~21ページ。
 - (3) 国際連合食糧農業機関編, 国際食糧農業協会誌『世界農業白書 1990年』国際食糧農業協会, 1991年, 383ページ。
 - (4) 『1921–1991年統計集』44~45ページ。
 - (5) 同上書, 59ページ。
 - (6) Гунгаадаш, Б., *БНМАУ-ын нийгэм-эдийн засгийн газарзүй* [モンゴル人民共和国の社会経済地理], ウランバートル, 1986年, 256ページ。
 - (7) 『1921–1991年統計集』47ページ。
 - (8) 同上書, 56~57ページ。
 - (9) 同上書, 47ページ。

- (10) 同上書, 56~57 ページ。
- (11) Улсын Статистикийн Газар 編, *БНМАУ-ын нийгэм, эдийн засгийн хөгжил 1989 онд, статистикийн эмхтгэл* [1989年モンゴル人民共和国社会経済発展統計集] (以下,『1989年統計集』と略記) ウランバートル, 1990年, 33, 43 ページから計算。
- (12) Гончиг, Д., *Үхрийн аж ахуй* [牛飼養業], ウランバートル, 1986年, 157 ページ。
- (13) 『1921–1991年統計集』47 ページ。
- (14) 同上書, 46 ページ。
- (15) 同上。
- (16) 同上。
- (17) 同上。
- (18) 同上書, 40~41 ページ。
- (19) 同上書, 44~45 ページから計算。
- (20) 同上書, 40~41 ページ。
- (21) 同上書, 94~95 ページ。
- (22) 矢野恒太記念会編『日本国勢図会 1991』国勢社, 1991年, 215 ページ (原典は農水省, OECD, FAO の資料) 参照。なお枝肉の 70%を肉量として計算。
- (23) 同上。
- (24) Бизъяа Г., *БНМАУ-ын мал аж ахуйн эдийн засгийн үр ашигийг дээшлүүлэх асуудалд* [モンゴル人民共和国の畜産の収益性向上について], ウランバートル, 1988年, 69 ページ。
- (25) 同上書, 73 ページ。
- (26) 『1989年統計集』37 ページ, 『1921–1991年統計集』48 ページ。
- (27) 『1921–1991年統計集』50 ページ。損失家畜数はモンゴル国立統計局提供資料による。
- (28) Аардын эрх, 1991年12月28日。
- (29) モンゴル国立統計局提供資料。
- (30) モンゴル国立統計局提供資料に基づき計算。
- (31) モンゴル国立統計局提供資料。
- (32) やや古い資料になるが, 1962–69年の場合, 私有家畜は全体の 20%前後を占めたが, 損失家畜数は 6~9%にとどまった。БНМАУ-ын хөдөө аж ахуй 50 жилийн түүрээсийн харилцаа [モンゴル人民共和国の農業 50 年], ウランバートル, 1974年, 276~277 ページ参照。
- (33) Лувсандорж С., *Хөдөө аж ахуй дахь түрээсийн харилцаа* [農業における賃貸制], ウランバートル, 1989年, 46 ページ。

- (34) 同上書, 48 ページ。
- (35) *Ардын эрх*, 1991 年 2 月 20 日。
- (36) ピエランルエイ, チ., “Хөдөө аж ахуй дахь гэрээ, түрээсийн харилцаа, цаашид баримтлах чиглэл” [農業における請負制・賃貸制と今後の施策], Монголын Малчин Тариачны Холбоо; Нэгдлийн Холбооны Дээд Зөвлөл; Хөдөө Аж Ахуйн Яам編, *Хөдөө аж ахуйг зах зээлийн харилцаанд шилжүүлэх чиглэл* [農業の市場経済化の指針], ウランバートル, 1991 年, 24 ページ。
- (37) モンゴル国立統計局提供資料。
- (38) 1989 年の場合, 全ソーリの 17%が請負契約, 賃貸契約を達成できなかった。ピエランルエイ, チ., 前掲論文, 25 ページ。
- (39) *Ардын эрх*, 1991 年 10 月 9 日。
- (40) 同上紙, 1991 年 11 月 8 日。
- (41) *Монголын хөдөө* [モンゴルの農村], 1992 年 1 月 1–10 日。
- (42) 同紙, 1991 年 12 月 20–30 日。
- (43) *Ардын эрх*, 1992 年 1 月 21 日。
- (44) *Унэн* [眞実], 1992 年 1 月 28 日。
- (45) 『1921–1991 年統計集』 93 ページ。
- (46) 同上書, 95 ページ。
- (47) ガンガダシ, バ., 前掲書, 273 ページ。
- (48) Milne, E.; J. Leimone; F. Rozwadowski; P. Sukachevin, *The Mongolian People's Republic: Toward a Market Economy*, IMF, ワシントン D. C., 1991 年, 13 ページ。
- (49) БНМАУ-ын Улсын Төлөвлөгөөний Комисс; Шинжлэх Ухааны Академи Эдийн Засгийн Хүрээлэн; ЗСВНХУ-ын Шинжлэх Ухааны Академи Дорно Дахины Судлалын Хүрээлэн; Эдийн Засгийн Хүрээлэн; Дэлхийн Социалист Системийн Эдийн Засгийн Хүрээлэн編, *БНМАУ-ын социалист эдийн засгийн түүх* [モンゴル人民共和国の社会主義経済の歴史], ウランバートル, 1986 年, 213 ページ。
- (50) 『1989 年統計集』 65 ページ。
- (51) 『1921–1991 年統計集』 59 ページに基づき計算。
- (52) *Засгийн газрын мэдээ* [政府通報], No. 8, 1991 年。
- (53) *Ардын эрх*, 1992 年 1 月 9 日。
- (54) Төлөвлөгөө, Эдийн Засгийн Улсын Хорооны Статистикийн Газар編, *БНМАУ-ын эдийн засаг, нийгмийн хөгжил 1988 онд, статистикийн эмчтгэл* [1988 年モンゴル人民共和国社会経済発展統計集], ウランバートル,

1989年、67ページ。

- (55) 『1921—1991年統計集』60～61ページ。
- (56) モンゴル国立統計局提供資料。
- (57) *Засгийн газрын мэдээ*, No. 12, 1991年。

[補註]

- (1) 1992年末の時点で、私有家畜頭数の全家畜頭数に占める割合は、70.2%に増加している。*Ардын эрх*, 1993年1月15日。
- (2) 1993年3月の時点で、牧民世帯(14万3400戸)の30.8%が自営牧民になっている。*Засгийн газрын мэдээ*, No. 8, 1993年。